

日 月 送 受 号 課 局 議 合				欄 号 課 局 管 主			
第 号	送 受	月 月	日 日	第 号	送 受	月 月	日 日
内閣総理大臣官房総務課長宛 如上回申合(第合)提出申空 法律案件(名等)				昭和二十一年十一月三日 総務課長 主任			
				昭和二十一年十一月三日 総務課長 主任			



乙

判決
月 日
合 校
行 施
月 日
月 第
日 号
主任
へ 送 る
月 日
起 案 用 紙 (丙)

十月十五日内閣閣甲カ一〇七号キキルノ指照念ノ標記ノ件

ハミキルノハ別紙ノ通キルキキルノ事ニ。回答ハトシキル。

第二十一回田会（常会）提出予定法律案件名表
厚生省（二十一案件）

法律案件名	要旨	法制局審議	閣議提出 予定月日
厚生省設置法の一部を改正する法律案	(1) 国立栄養研究所の事務を拡張すること。 (2) 国立母養所を看護婦養成所を附置すること。 (3) 援護所及び舞鶴地方復員部を廢止すること。	未 済	十二月中旬
放射能障害予防法案	放射能による保健衛生上の危害を防止するため、放射性物質について必要な規制を加え、放射性物件について検査及び処理の方法を規定すること。	右 同	二月下旬
栄養改善法の一部を改正する法律案	特殊栄養食品の標示の許可基準を設けること。	右 同	一月下旬
結核予防法の一部を改正する法律案	(1) 健康診断の対象者を拡張すること。	右 同	右 同
公害の調整等に関する法律案	(2) 再度の健康診断を実施すること。 (3) 医療費公費負担制度を拡充すること。	未 済	二月下旬
水道法施行法案	水道法の施行期日、経過規定及び関係法律の廃止、一部改正について規定すること。	右 同	十二月上旬
歯科衛生士法の一部を改正する法律案	(1) 歯科衛生士の業務を拡張するとともに、これに必要な規制を加えること。 (2) 歯科衛生士についての国家検定試験制度を設けること。	右 同	二月上旬
歯科技工法	歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務を規制すること。	右 同	右 同
医薬類似行為者の規制に関する法律案	いんげん、医薬類似行為者は、昭和二十一年一月の附則は、医薬類似行為者の規制に関する法律案を改正する法律案	右 同	右 同
毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案	農薬等特定の毒物の販売について必要を規制すること。	右 同	右 同

覚せい剤取締法の一部を改正する法律案	(1) 覚せい剤原料について必要な規制をすること。 (2) 覚せい剤問題協議会を設けること。	右	右	同	右	同
社会福祉事業法の一部を改正する法律案	(1) 福祉事務所の設置基準等を改めること。 (2) 福祉事務所に要する費用の一部に対して国庫負担をすること。 (3) 社会福祉法人制度について必要な改正をすること。	右	右	同	右	同
身体障害者福祉法の一部を改正する法律案	(1) 重度身体障害者の持病を因らんとし、 (2) 療養の異施設等について必要な改正をすること。 (3) 身体障害者に対する更生資金の貸付制度を設けること。 (4) 結核回復者後保護施設の設置について必要な規制をすること。 (5) 設置費等の一部に対して国庫及び都道府県が負担及び補助をすること。	右	右	同	右	同
結核回復者後保護施設に関する法律案	(1) 結核回復者後保護施設の設置について必要な規制をすること。 (2) 設置費等の一部に対して国庫及び都道府県が負担及び補助をすること。	右	右	同	右	同

災害救助法の一部を改正する法律案	(1) 適用基準を明確にすること。 (2) 災害救助対策協議会等の組織等について必要な改正をすること。 (3) 扶助金制度を整備すること。 (4) 国庫負担について必要な改正をすること。	未	済	二月上旬
児童福祉法の一部を改正する法律案	児童福祉施設人所児重等に係る医療費の審査制度を設けること。	右	右	同
健康保険法の一部を改正する法律案	療養給付費及び家族療養費に対する国庫負担制度を設けること。	右	同	二月中旬
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案	(1) 療養の給付の範囲を拡張すること。 (2) 現給給付の制度を設けること。 (3) 保険給付費に対する国庫負担制度を設けること。	右	右	同
船員保険法の一部を改正する法律案	療養給付費及び家族療養費に対する国庫負担制度を設けること。	右	同	同
国民健康保険法の一部を改正する法律案	全国国民健康保険団体中央会を法制化すること。	右	同	同

未帰還者留守家族等援護法
の一部を改正する法律案

増養の給付期間を延長すること。

右

同

右

同

事務官

内閣閣甲第一〇七号

昭和二十九年十一月十九日

内閣総理大臣官房総務課長



厚生大臣官房総務課長 殿

第二十一回国会(常会)に提出予定の法律案件名等照会の件
 第二十一回国会(常会)に提出予定の法律案件等、貴省庁所管の
 ものの件名及びその要旨等を承知いたしましたので、来る十二月四
 日(土)までに別紙様式により内閣総理大臣官房総務課あて八十
 五部御送付願いたく、命によつて照会いたします。
 なお、今年中に成立を要する法律案等には、その件名の上部に
 ○印を付け、要旨の欄の末尾にその理由を附記せられたく、併
 せてお願いいたします。

各向へ三九〇(月)まで提出して下さい。 佐藤清

裏面白紙

(様式)

〇〇省(総数)件)

法律案等件名	要旨	法制局審議	閣議提出 予定月日

裏面白紙

665

厚生大臣官房総務課長 殿

内閣府第一〇七

<p>栄養改善法の一部を改正する法律案</p>	<p>食品の検査を加えること。特殊栄養食品の標示の許可基準を規定すること。</p>	<p>期す。</p>
<p>総核予防法の一部を改正する法律案</p>	<p>健康診断の対象者の拡大、再度の健康診断の実施、医療費公費負担制度の拡充等を規定すること。</p>	<p></p>

在中物なし

東京
内

第三十一次通常国会に提出予定の法律案件名
(公衆衛生局)

件名	要旨	備考
厚生省設置法の一部を改正する法律案	国立栄養研究所の事務と栄養に関する試験及び特殊栄養食品の検査に加えること。	国会各頭と提出し年内成立を期す。
栄養改善法の一部を改正する法律案	特殊栄養食品の標示、許可基準を規定すること。	
結核予防法の一部を改正する法律案	健康診断の対象者の拡大、再度の健康診断の実施、医療費公費負担制度の拡充等を規定すること。	

放射能障害予防法案	放射能による障害の予防を図るため、放射能物質につき必要な規制を加え、放射能物質につき検査及び処理の方法を規定する。公衆の国民保健上の危害を防止するため、必要な調査及び調整の方法を規定する。	
公衆の調整等に関する法律案	水道の施設及び管理につき必要の規制を設けること。水道事業の保護育成につき規定する。	現在継続審議中
水道法案	水道法の施行期日、各回規	国会百頭提
水道法施行法案	案等と定めらる。	去下

裏面白紙

厚生省

臨時口会及び通商口会の冒頭ト提案不了べき
法律案
(公衆衛生局)

1 厚生省設置法の 一部改正する法律	内容 衛生研究所の所管事務に 関係する法律及び特殊 衛生組合の検査にかゝること	提案時期 本年中に成案する 必要があるので、提案す る。臨時口会にも申しこ う。
2 水道法施行法	現在提案中の水道法の 施行期日、同法の施行に伴 う必要等を逐條提案する旨 規定すること。	なるべく臨時口会 と申しこむ。

件名 齒科技工法案

要 矣

(一) 目的及び趣旨

齒科技工士の資格を定めるとともに、齒科技工の業務が適正に運用されるよう規制することを目的とする。

(二) 内 容

一、齒科技工士の免許及び試験に関する制度を設けること。

(1) 齒科技工士に當りうとする者は、齒科技工士試験又は齒科技工士檢定試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならぬこととする。

(2) 試験は厚生大臣又は文部大臣が指定した学校又は養成所を卒業した者
に限り、行つこととし、養成所又は学校の教育期間は三年以上とし、

厚生 省

入学又は入所資格は新制中学校卒業以上であること。

(3) 檢定試験制度を設け、新制中学校卒業以上の学力を有する者で、相当年限以上、齒科技工の業務を修練した者につき、受験資格を与えることとする。

(4) 試験及び檢定試験は厚生大臣が行うこととするが、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができるとすること。

二、齒科技工の業務及び齒科技工所に関する規制すること。

(1) 齒科技工士でなければ、齒科技工士という名称を用いてはならないこととする。

(2) 齒科技工を業とする者は、齒科医師の指示書がなければ、齒科技工の業務を行つてはならないこととする。

(3) 齒科技工を業とする者は、印章標得、試通、嵌入その他齒科医師でなければ衛生上、危害を生ずる虞のある行為をしてはならないこととする。

すること。

(二) 歯科技工所を開設せんとする場合に、都道府県知事に届出させること。

(ホ) 歯科技工所には、歯科医師又は歯科技工士である専任管理者を置くものとする。

(ハ) 都道府県知事は、歯科技工所に対して、一定の監督を行つことが出来ることとする。

(ト) 病院、診療所と同様に広告について制限すること。

(チ) 従来、歯科技工の業務を営んでいた者については、届出をなすしめ、届出者については、一定期間を限り、検定試験の受験資格を与えること。

件名、齒科衛生士法の一部を改正する法律案

要旨

(一) 目的及び趣旨

齒科衛生士の業務に齒科診療の介補に關する業務を附加し、適當な規制を加へること及び齒科衛生士の国家指定試験制度を新たに設けること。

(二) 内容

- 一、齒科衛生士は女子とする。
- 二、齒科衛生士の業務に新たに齒科診療の介補に關する業務を附加すること。

三、齒科衛生士の指定試験制度を設け、次の者に受験資格を与える。

- (イ) 新制中学校を卒業した者で、相当年限、齒科衛生士の業務につ

いて見習した者

いて見習した者。

- (ロ) 看護婦、准看護婦免許を得たもので、相当年限以上、齒科衛生士の業務について見習をした者。

件名 匠業類似行為者の規制に関する法律案

厚生省

一、(件名) 社会福祉事業法の一部を改正する法律案

(一) 福祉事務所の財政的基礎を強固にし、職員確保及び資質の向上を図り制度の確立と業務の能率的運営を期するため、次のような改正を行う。

ノ、福祉事務所の設置について次のように改めること。

イ 都道府県及び人口五万以上の市は福祉事務所を設置しなくてはならぬこと。

ロ 人口五万未満の市及び町村は、福祉事務所を設置することが出来ること。

ニ 都道府県の設置する福祉事務所は、すべて独立とすること。

ハ 福祉事務所の長は、専任とし、社会福祉主事にならねばならぬこと。

ニ、国は、福祉事務所に要する費用のうち左に掲げる費用について、政令の定めるところによりその二分の一を負担すること。

イ 福祉事務所の設置に要する経費

ロ 福祉事務所の所長及び所員(生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法の事務に専従する所員)の設置に要する経費

ハ 福祉事務所の運営に要する経費

ニ 福祉事務所職員の養成訓練に要する経費

(二) 社会福祉法人制度運営の実態に鑑み所要の改正を加えんとするものである。

二、(件名) 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案

(要旨)

(一) 重度身体障害者の援護について

更生の可能性の乏しい重度身体障害者の援護をも法の目的とし、そのための施設を身体障害者更生援護施設の中に加えること。

(二) 身体障害者更生援護施設及び国立保養所入所者について、その者の收容前の居住地又は所在地の援護の実施機関が援護を行うようにすること。

(三) 身体障害者福祉司について

ノ、市の設置する福祉事務所に身体障害者福祉司を配置とすること。

ニ、身体障害者福祉司を福祉事務所の職員と公共職業安定所職員の兼務にさせること。

三、身体障害者福祉司の設置及び運営費についで国が十分の五を負担するよう
にすること。

(四) 民生委員の協力について

民生委員が援護の実施機関、福祉事務所長、身体障害者福祉司及び社会福祉
主事に協力するようになすこと。

(五) 身体障害者更生資金の貸付について

身体障害者の職業的更生に必要なる更生資金の貸付を当該身体障害者の居
住地の都道府県が行ひ、国は、都道府県が特別会計に繰入れる金額と同額
を無利子で都道府県に貸付けようになすこと。

(六) 市制施行に伴う援護の実施機関が変更した場合の経過規定について

変更前の援護の実施機関がした処分以外の行為は、変更後の援護の実施
機関がした処分その他の行為とみなすこと。但し、変更前に行われ、又は
行われようであるに援護に關する費用の支弁及び負担については、変更がな
されたものとする。

三 (件名) 結核回復者後援施設に關する法律案

(宗旨) 国は、結核回復者後援施設を設置し、都道府県は、厚生大臣の
認可により、また市町村は都道府県知事の認可により設置することかである
ようにすること。結核回復者後援施設を經營する事業を十一種社会福祉
事業とし、社会福祉法人その他の者は、社会福祉三業法に定める手続により
設置することかであるようにすること。

設置及び運営費に關しては、設置主体がその設置する施設の
費用を支弁し、都道府県は、市町村が支弁した運営費以外の費用の四分の
三を負担し、国は、都道府県の支弁した費用及び市町村が支弁した運営費
の十分の五、並びに都道府県が負担した市町村の支弁にかゝる費用の三分の
二を負担し、社会福祉法人等設置した施設の費用については、都道府県が運
営費以外の費用の四分の三以内を補助し、国は都道府県が補助した額の三
分の二以内を補助すること。

四 (件名) 災害救助法の一部を改正する法律案
(宗旨)

(一) 災害救助法の適用基準を明文化すること。
(二) 災害救助法協議会の組織、活動等についで現行制度を再検討し、所掌

の改正をすること。

(三) 救助の実施に關する都道府県知事及び市町村長の権限等を検討し、所定の改正をすること。

(四) 災害救助法の組織等についで（特に警察等の関係）実態に応じた改正をすること。

(五) 扶助金制度を整備すること。

(六) 費用負担についで再検討し、所要の改正をすること。

第三十通常国会に提出予定の
法律案件名 (葉務局)

件名	要旨	備考
毒物及び劇物取締法の一部改正する法律案	農薬等特定の毒物の販売制限について規定すること。	
覚せい剤取締法の一部を改正する法律案	覚せい剤原料についての規整、覚せい剤問題協議会の設置について規定すること。	
放射能障害予防法	放射性物質の保健衛生上の危害を防止するための取扱いについて必要な規程を規定すること。	

厚生省

昭和三十一年度予算編成に伴う関係法令案要綱の件名

保険局

一、健康保険法の一部を改正する法律案

~~（特殊な事情に付する傷病手当金給付期間延長に~~

~~関する件）~~

（健康給付金に対する国庫負担に關する件）
療養費（及び中核療養費）

再調査

二、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

（療養の給付の範囲の拡張、傷病手当金、埋葬料、本

養手当金、労務費、通車費、賃金の新報に關する件）

家族療養費

（及び）
（労務費、賃金の新報に關する件）

三、船員保険法の一部を改正する法律案

（療養の給付及び家族療養費に対する国庫負担

に關する件）

~~四、国民健康保険法の一部を改正する法律案~~

四、厚生省健康保険特別会計法の一部を改正する法律案

（財政化、庁舎新築費の財源にあつては、の借入金

をとするため）

五、国民健康保険法の一部を改正する法律案

（全国国民健康保険中支会法の法制化その他）

（由休）

裏面白紙

次回国会に提出する予定の法律案

引揚援護局関係

厚生省設置法の一部を改正する法律案

内容

一、 援護所及び舞鶴地方復興部に關する規定を削る。(昭和三十年七月一日から施行)

二、 中部復興連絡局普通寺支部の位置「普通寺町」を「普通寺市」に改める。

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案

内容

未帰還者であつた者の遺族の給付を、その者の申請により、帰還後七年間より更に当分の間延長できるようにする。

總收第三六号

昭和二十九年十二月四日

厚生大臣官房總務課長

内閣總理大臣官房總務課長 殿

第二十一回国会（常会）の提出予定の
法律案件名等について

十一月十九日内閣閣甲第一〇七号をもつて御照会の標記の件に
つきましては、別紙の通りでありますので、回答いたします。

外 三六号

明治二十九年七月二日

...

...

...





